

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1855号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(特殊勤務手当整理簿) 第42条 (略) 2 前項の場合において、同項の規定による特殊勤務手当の支給に関し委員会が別に定める必要な事項を総務事務システム又は勤務管理システム（情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）を利用して職員の服務、給与等に係る請求等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであって、人事委員会が定めるものをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による作成をしたものとみなす。	(特殊勤務手当整理簿) 第42条 (略) 2 前項の場合において、同項の規定による特殊勤務手当の支給に関し委員会が別に定める必要な事項を総務事務システム（情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）を利用して職員の服務、給与等に係る請求等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであって、人事委員会が定めるものをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による作成をしたものとみなす。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。